

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公開番号】特開2008-17112(P2008-17112A)

【公開日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-003

【出願番号】特願2006-185536(P2006-185536)

【国際特許分類】

H 04 M 1/02 (2006.01)

H 05 K 5/02 (2006.01)

A 63 H 33/30 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/02 Z

H 05 K 5/02 R

A 63 H 33/30 D

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月18日(2009.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モックアップの外観ケース内に設けられ、前記外観ケースの表面に配設される子部品が取り付けられるシャーシであって、

整列して設けられた複数の穴と、

前穴に前記子部品を固定する子部品固定部と、

を有することを特徴とするシャーシ。

【請求項2】

前記穴は、前記外観ケースに設けられ、前記子部品に設けられた穴を挿通する凸部が嵌合する穴であることを特徴とする請求項1に記載のシャーシ。

【請求項3】

モックアップの外観ケース内に設けられ、前記外観ケースの表面に配設される子部品が取り付けられるシャーシであって、

前記シャーシに設けられ、前記子部品に設けられた穴に嵌合する凸部と、

前凸部に前記子部品の固定する子部品固定部と、

を有することを特徴とするシャーシ。

【請求項4】

前記凸部は、前記子部品が当接するリブであることを特徴とする請求項3記載のシャーシ。

【請求項5】

前記子部品固定部は、

前記凸部の径が、前記電子部品に設けられた穴の径より大きく設定され、

前記凸部が前記穴に圧入されることでなされることを特徴とする請求項3記載のシャーシ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決する請求項1に係る発明は、モックアップの外観ケース内に設けられ、前記外観ケースの表面に配設される子部品が取り付けられるシャーシであって、整列して設けられた複数の穴と、前穴に前記子部品を固定する子部品固定部と、を有することを特徴とするシャーシである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2に係る発明は、前記穴は、前記外観ケースに設けられ、前記子部品に設けられた穴を挿通する凸部が嵌合する穴であることを特徴とする請求項1に記載のシャーシである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項3に係る発明は、モックアップの外観ケース内に設けられ、前記外観ケースの表面に配設される子部品が取り付けられるシャーシであって、前記シャーシに設けられ、前記子部品に設けられた穴に嵌合する凸部と、前凸部に前記子部品の固定する子部品固定部と、を有することを特徴とするシャーシである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項4に係る発明は、前記凸部は、前記子部品が当接するリブであることを特徴とする請求項3記載のシャーシである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項5に係る発明は、前記子部品固定部は、前記凸部の径が、前記電子部品に設けられた穴の径より大きく設定され、前記凸部が前記穴に圧入されることでなされることを特徴とする請求項3記載のシャーシである。